矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

１．開催日時

令和８年８月１０日（月）午前９時３０分～午前９時５０分

２．開催場所

矢掛町役場　２階　第１会議室

３．出席委員　　１６名

農業委員９名			農地利用最適化推進委員７名		
１番	井辻　喜代次	出	矢掛地区推進委員	竹内　隆治	出
２番	頼正　裕	出	美川地区推進委員	岡田　勉	出
３番	齋木　功司	出	三谷地区推進委員	小原　敏之	出
４番	山部　良治	出	山田地区推進委員	藤井　善友	出
５番	山部　美由紀	出	川面地区推進委員	花川　和正	出
６番	杉本　規道	出	中川地区推進委員	石井　孝治	出
７番	大森　孝吉	出	小田地区推進委員	妹尾　竜郎	出
８番	田尻　洋士	出			
９番	多賀　秀樹	出			

４．議案日程

（１）議案第２３号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

（２）議案第２４号　農地法第４条の規定による転用の許可申請について

（３）議案第２５号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について

議　　長	それでは、ただ今から令和８年度第６回農業委員会総会を開催します。
議　　長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので，矢掛町農業委員会会議規則第６条により，総会は成立します。 本日の署名委員は，矢掛町農業委員会会議規則第１３条により，１番 井辻委員と，２番 賴正委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第 23 号から議案第 25 号の ３ 議案です。
議　　長	**議案第 ２３ 号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について、** １ 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上１件について、総会次第の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。初回ですので簡単に各要件について説明いたします。 **全部効率利用:**農地をきちんと利用できない人 → 買ったり借りたりしても、農地を適切・効率的に耕作すると認められない場合。 **農地所有適格法人以外の法人とは**農地を持てない法人 → 原則として、農地所有適格法人以外の法人は許可されません（農地所有適格法人とは、農業を中心とした法人で要件を満たした法人です）。 **信託：**信託が目的の場合 → 信託の引受けによる権利取得は原則として許可されません。 **農作業常時従事:**農作業をする見込みがない人 → 必要な農作業に継続して従事すると認められない場合。 **転貸(てんたい)禁止：**勝手に又貸しする場合 → 借りた農地を無断で他人に貸したり、質に入れたりする場合。 **地域調和:**周りの農業に悪影響がある場合 → 周辺の農地の利用や営農に支障が出るおそれがある場合（例：水路の利用に支障が出る、農地が分断されるなど）。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 ２２ 番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
２番委員	現地確認をしました。譲受人は適切に管理出来ると思われますので、特に問題あ

	りません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号　２２　番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号　２２　号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号　２２　番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第　２４　号　農地法第４条の規定による転用の許可申請について，**　１　件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 事案番号３番は，第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地としています。農地の種別について説明します。 総会次第に現地確認写真を載せております。 第1種農地：生産性が高く、守るべき農地なので、原則として転用不可 第2種農地：第1種と第3種の中間に位置する農地で、条件を満たせば転用可 第3種農地：市街地やその近くにある農地で、転用しやすく、原則として転用可
議　　長	事務局の説明が終わりました。事案番号　３　番について、地元農業委員の意見をお願いします。
２番委員	現地確認を行いました。場所は自宅の裏になります。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号　３　番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）

議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ３ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各位委員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号 ３ 番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第 ２５ 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について，** ２ 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 事案番号８番及び９番は、申請農地から５００ｍ以内に２以上の教育施設，医療施設，公共施設が存在するため，第３種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。事案番号 ８ 番について、地元委員の意見をお願いします。
６番委員	現地確認をしました。隣接する宅地と合わせて譲り受け、住宅を建築するということです。特に問題はありません。
議　　長	地元委員から意見がありました。事案番号 ８ 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号 ８ 号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	ありがとうございます。満場一致で，事案番号 ８ 番につきましては、許可と決定します。
議　　長	事案番号 ９ 番について、地元農業委員の意見をお願いします。

６番委員	こちらは耕作されていない農地で、地元の建設会社が露天駐車場や進入路として利用するために転用します。特に問題はありません。
議　　長	地元委員から意見がありました。事案番号＿８＿番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（意見なし）
議　　長	ご意見がないようですので 、採決に入ります 。 事案番号＿９　号の原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございます。満場一致で，事案番号＿９＿番につきましては、許可と決定します。
議　　長	次に**４.各種報告**について確認します。
議　　長	**（１）農地法施行規則該当転用届**について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区推進委員	事案番号１番について、確認しました。問題ありません。
議　　長	**（２）利用目的の変更届**について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区推進委員	事案番号１番について、確認しました。問題ありません。
議　　長	**（３）農地法第１８条の規定による合意解約通知**について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
小田地区推進委員	事案番号１番について、確認しました。問題ありません。
議　　長	以上で，今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして，本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き，協議会を開催します。